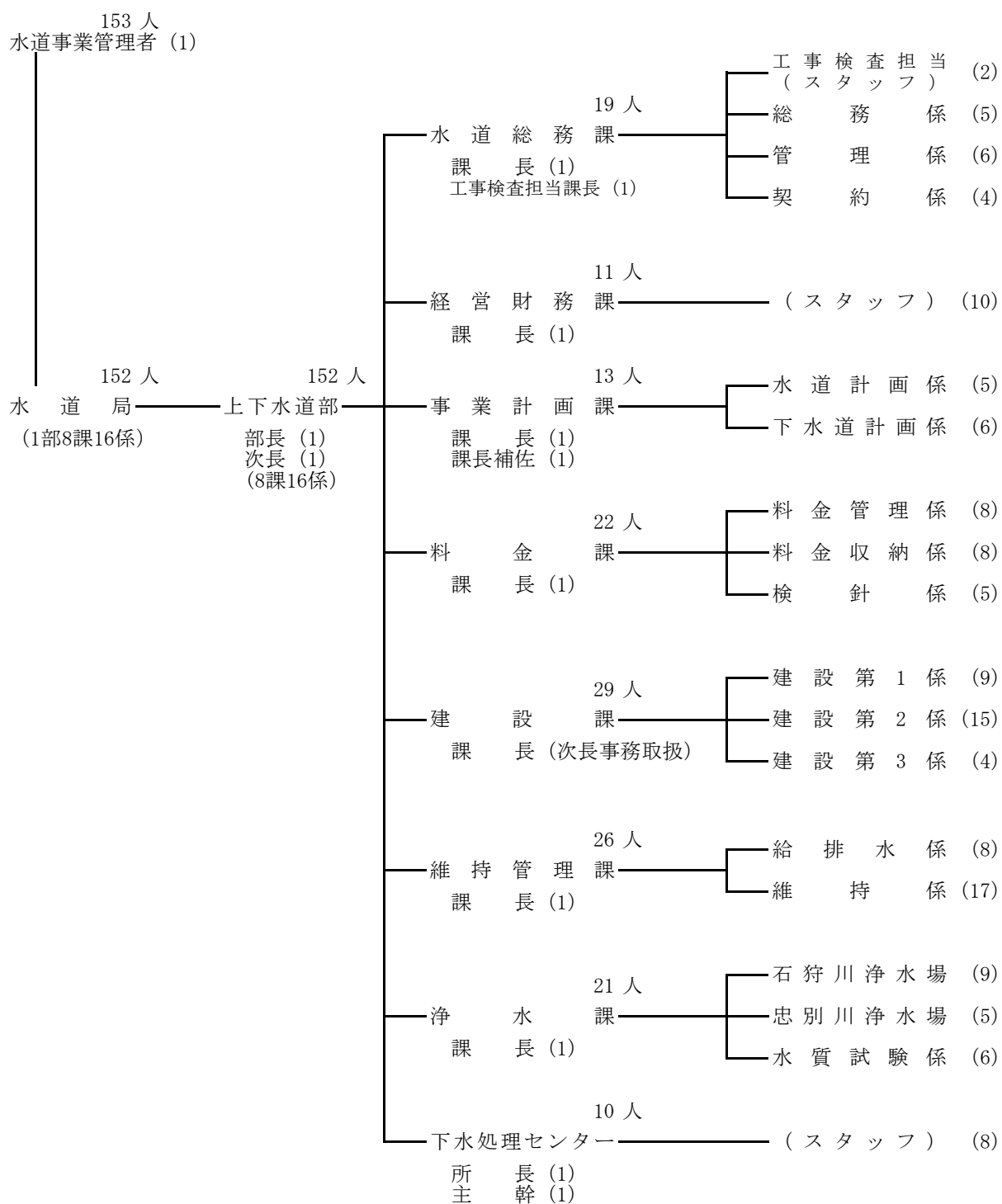




第 9 編 組 織

1 旭川市水道局機構図（令和8年4月1日現在）



水道技術管理者（維持管理課長）

※再任用職員を含む。
（料金管理係1、給排水係1）

2 事務分掌

課	係	事 務 分 掌
水 道 総 務 課	(工事検査担当)	1 工事の調査に関すること。 2 建設工事の請負及び業務の委託（管理者が別に定めるところによる緊急工事及び緊急業務を除く。以下同じ。）に係る検査及び設計図書の審査に関すること。
	総 務 係	1 文書の收受及び発送に関すること。 2 編集簿冊の保存に関すること。 3 法令、条例及び管理規程に関すること。 4 市議会に係る事項の連絡調整に関すること。 5 職員の人事及び服務に関すること。 6 会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関すること。 7 公印に関すること。 8 危機管理の総括に関すること。 9 労働組合に関すること。 10 関係団体に関すること。 11 特命事項に関すること。
	管 理 係	1 職員の給与及び福利厚生に関すること。 2 職員の安全及び衛生管理に関すること。 3 損害賠償における保険対応に関すること。 4 交通事故の処理の総括及び防止の指導等に関すること。 5 庁舎及び庁舎附帯設備の利用計画及び維持管理に関すること。 6 庁舎の環境整備に関すること。 7 被服貸与に関すること。 8 上下水道の理解促進に関すること。 9 情報機器の導入及び維持管理に関すること。 10 情報システムの活用に係る指導及び支援に関すること。 11 情報セキュリティに関すること。
	契 約 係	1 建設工事の請負及び業務の委託に係る入札及び契約に関すること。 2 物品の購入等に関すること。 3 入札参加者の審査及び選定に関すること。

課	係	事 務 分 掌
経 営 財 務 課	(ス タ ッ プ)	1 経営の企画並びに経営戦略の策定及び進捗管理に関すること。 2 予算の編成及び執行管理に関すること。 3 出納及び経理に関すること。 4 出納取扱金融機関等との調整に関すること。 5 企業債、一時借入金及び資金計画に関すること。 6 決算の調製に関すること。 7 固定資産台帳等の管理に関すること。 8 たな卸資産の出納保管に関すること。 9 不用品等の処分に関すること。 10 業務状況の報告に関すること。
事 業 計 画 課	水 道 計 画 係	1 水道及び簡易水道(以下「水道等」という。)の事業計画に関すること。 2 水道等の事業認可に関すること。 3 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(以下「水道施設」という。)の工事の実施計画に関すること。 4 水道等の新技術の企画、調査、研究及び調整に関すること。 5 水道等の事業調整に関すること。 6 水道等の道路等占用申請に関すること。 7 水道等の統計に関すること。
	下 水 道 計 画 係	1 下水道及び農業集落排水(以下「下水道等」という。)の事業計画に関すること。 2 下水道等の事業認可等に関すること。 3 下水道等の管きょ工事の実施計画に関すること。 4 下水処理センター及び千代ヶ岡地区農業集落排水処理センター(以下「処理場」という。)並びに亀吉雨水ポンプ場、旭神汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ(以下「ポンプ施設」という。)の工事の実施計画に関すること。 5 下水道等の新技術の企画、調査、研究及び調整に関すること。 6 下水道等の事業調整に関すること。 7 下水道等の道路等占用申請に関すること。 8 下水道等の統計に関すること。 9 下水道等の負担区の決定に関すること。 10 下水道等の供用開始に関すること。

課	係	事 務 分 掌
料 金 課	料 金 管 理 係	1 水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）の調定、減免、還付、督促状の発付及び納入方法に関すること。
	料 金 収 納 係	1 料金等の徴収、納入相談、滞納整理、滞納整理に係る給水停止処分、支払督促、滞納処分及び欠損処分に関すること。 2 下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の業務に関すること。
	検 針 係	1 水道メーターの点検に関すること。 2 水道使用の開始及び休止に関すること。 3 検針事務に関すること。 4 使用水量及び用途の認定に関すること。 5 地下水使用に係る汚水排除量及び用途の認定に関すること。 6 汚水排除に係る減量認定に関すること。 7 お客様センターに関すること。
建 設 課	建 設 第 1 係	1 水道施設（導水管、送水管、配水管及び水圧計（以下「水道管きょ等」という。）を除く。）の工事の実施に関すること。 2 処理場及びポンプ施設の工事の実施に関すること。 3 水道施設（水道管きょ等を除く。）の工事用資材の検査に関すること。 4 処理場及びポンプ施設の工事用資材の検査に関すること。
	建 設 第 2 係	1 水道管きょ等工事の調査、設計及び施工に関すること。 2 水道管きょ等の工事用資材の検査に関すること。
	建 設 第 3 係	1 下水道等の管きょ、開きょ、流量計及び水位計（以下「下水管きょ等」という。）工事の調査、設計及び施工に関すること。 2 下水管きょ等工事に伴う補償及び関係機関との調整に関すること。 3 下水管きょ等の工事用資材の検査に関すること。
維 持 管 理 課	給 排 水 係	1 給水装置及び排水設備に関すること。 2 水道メーターに関すること。 3 各戸検針に関すること。 4 情報システムの管理に関すること。 5 給排水工事指定店に関すること。 6 水道サービスセンターに関すること。

課	係	事 務 分 掌
維持管理課	維持係	1 配水施設（第1配水池を除く。）及び送水管の維持管理に関すること。 2 配水施設（第1配水池を除く。）及び送水管の補修工事、緊急工事及び委託業務等に関すること。 3 水道図面等に関すること。 4 配水管等の漏水防止に関すること。 5 下水管きょ等、旭神汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理に関すること。 6 下水管きょ等、旭神汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプの修繕工事、緊急工事及び委託業務等に関すること。 7 大雨等災害対応に関すること。 8 下水管きょ等、旭神汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプの下水道台帳に関すること。
浄水課	石狩川浄水場	1 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設（送水管を除く。）及び第1配水池の運転管理に関すること。 2 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設（送水管を除く。）及び第1配水池の維持管理及び維持計画に関すること。
	忠別川浄水場	1 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設（送水管を除く。）及び第1配水池の運転管理に関すること（簡易水道を除く。）。 2 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設（送水管を除く。）及び第1配水池の維持管理及び維持計画に関すること（簡易水道を除く。）。
	水質試験係	1 水道等の水質検査に関すること。
下水処理センター	（スタッフ）	1 処理場及び亀吉雨水ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。 2 処理場及び亀吉雨水ポンプ場の下水道台帳に関すること。 3 下水道等の水質管理に関すること。 4 特定事業場排水に関すること。

課	係	事 務 分 掌
局の庶務事務 （水道総務課）	（総務係）	1 局内所属職員の管理に関すること。 2 局内の事務改善の総括に関すること。 3 局内の職場研修の総括に関すること。 4 局内事務事業等への市民参加に関すること。 5 局の広聴広報に関すること。 6 局内の文書事務の管理に関すること。 7 局内の連絡調整に関すること。 8 その他局内他課係に属しないこと。

3 職員数

(1) 職員数の現況

区 分		令和7年3月31日			令和8年3月31日			増 減
		計	収益部門	建設部門	計	収益部門	建設部門	
水道事業	特 別 職	1	1	0	1	1	0	0
	事 務	29	27	2	29	27	2	0
	技 術	55	32	23	55	32	23	0
	小 計	85	60	25	85	60	25	0
	フルタイム会計年度任用職員	1	1	0	2	2	0	1
	合 計	86	61	25	87	62	25	1
下水道事業	事 務	30	28	2	30	28	2	0
	技 術	35	19	16	36	20	16	1
	小 計	65	47	18	66	48	18	1
	フルタイム会計年度任用職員	0	0	0	1	1	0	1
	合 計	65	47	18	67	49	18	2

(2) 職員数の推移

年月日	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R8. 4. 1
水道事業	89	88	87	87	87	90
下水道事業	70	68	68	67	68	66
計	159	156	155	154	155	156

※フルタイム会計年度任用職員を含む。

(3) 年齢別職員構成

費用別 年齢	計	水道 事業	下水道 事業
20歳未満	1	1	0
20～24歳	2	2	0
25～29歳	8	7	1
30～34歳	13	7	6
35～39歳	22	13	9
40～44歳	13	8	5
45～49歳	24	13	11
50～54歳	42	20	22
55～59歳	23	14	9
60歳以上	7	4	3
合 計	155	89	66
平均年齢	46歳 3月	45歳 2月	47歳 7月

※管理者を除く。
令和8年4月1日現在

(4) 勤続年数別職員構成

費用別 勤続年数	計	水道 事業	下水道 事業
1年未満	1	1	0
1～ 3年	6	6	0
4～ 6年	7	5	2
7～ 9年	9	7	2
10～12年	17	8	9
13～15年	6	4	2
16～18年	14	8	6
19～21年	8	5	3
22～24年	10	6	4
25～27年	13	7	6
28～30年	20	8	12
31～33年	18	8	10
34～36年	22	14	8
37～39年	0	0	0
40年以上	4	2	2
合 計	155	89	66
平均勤続年数	22年 4月	20年 11月	24年 3月

※管理者を除く。
令和8年4月1日現在

4 給与支給状況

(1) 水道事業会計

項目 \ 年度	3	4	5	6	7
年間延職員数	1,056	1,044	1,021	1,024	1,032
基本給 (A) (千円)	330,697	327,059	325,233	342,718	360,948
給料 (千円)	322,491	319,101	319,130	336,285	354,005
扶養手当 (千円)	8,206	7,958	6,103	6,433	6,943
地域手当 (千円)	0	0	0	0	0
手当等 (B) (千円)	158,025	165,601	167,733	180,569	195,909
時間外勤務手当 (千円)	10,595	15,702	16,343	19,097	23,919
特殊勤務手当 (千円)	349	350	348	395	324
期末勤勉手当 (千円)	121,083	123,993	124,779	135,180	145,187
その他の手当 (千円)	25,998	25,556	26,263	25,897	26,479
合 計 (A)+(B) (千円)	488,722	492,660	492,966	523,287	556,857
平均基本給 (円)	313,160	313,275	318,544	334,686	349,756
平均月収 (円)	462,805	471,897	482,827	511,022	539,590

(2) 下水道事業会計

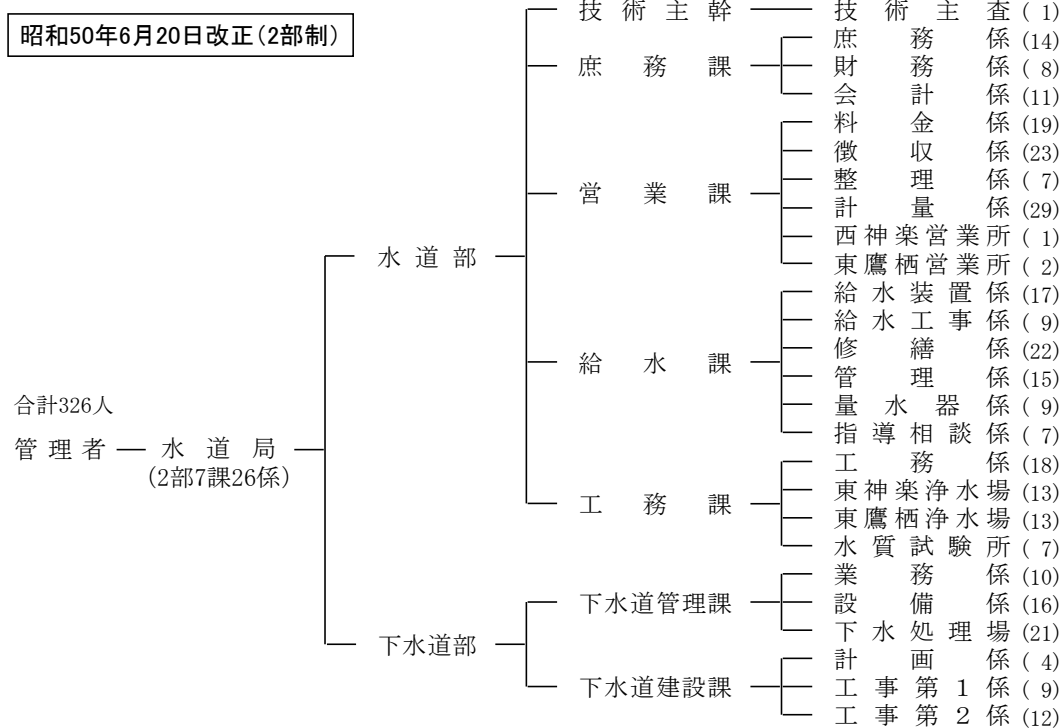
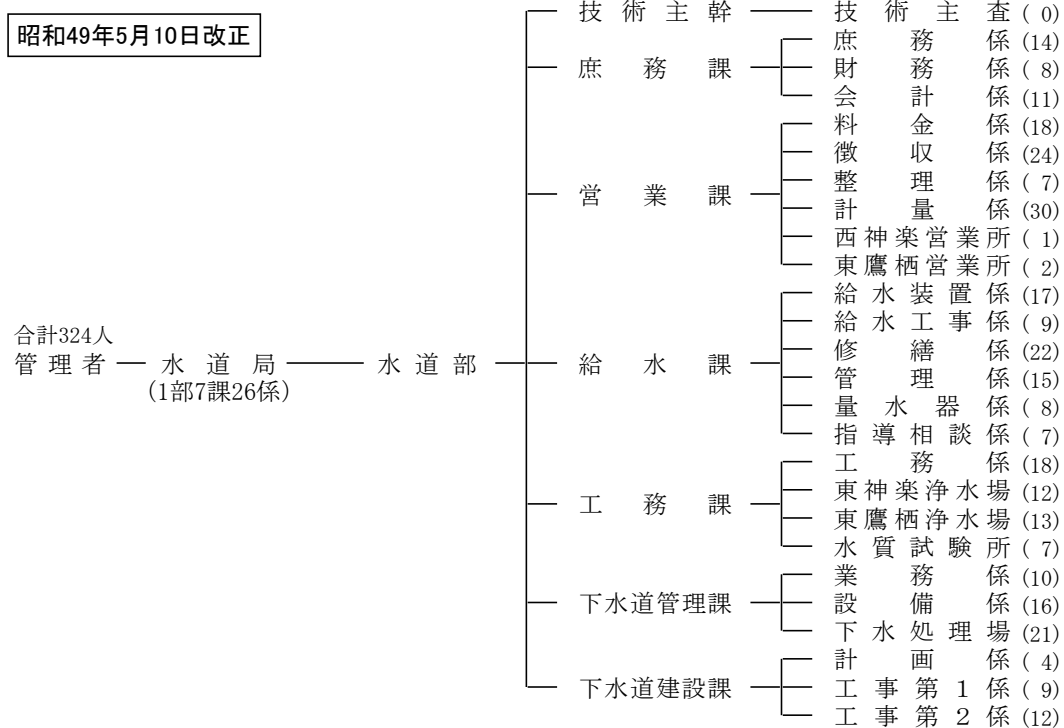
項目 \ 年度	3	4	5	6	7
年間延職員数	840	816	808	792	809
基本給 (A) (千円)	267,761	263,383	263,791	270,852	289,228
給料 (千円)	260,393	256,926	257,656	265,296	284,525
扶養手当 (千円)	7,368	6,457	6,135	5,556	4,703
地域手当 (千円)	0	0	0	0	0
手当等 (B) (千円)	127,557	131,302	133,795	141,882	150,585
時間外勤務手当 (千円)	7,061	9,180	9,638	11,189	11,135
特殊勤務手当 (千円)	336	360	341	371	356
期末勤勉手当 (千円)	97,212	100,220	102,302	107,941	116,473
その他の手当 (千円)	22,948	21,542	21,514	22,381	22,621
合 計 (A)+(B) (千円)	395,318	394,685	397,586	412,734	439,813
平均基本給 (円)	318,763	322,773	326,474	341,985	357,513
平均月収 (円)	470,617	483,683	492,062	521,129	543,650

※ 職員給与費を支出している職員の年間延べ人数を記載

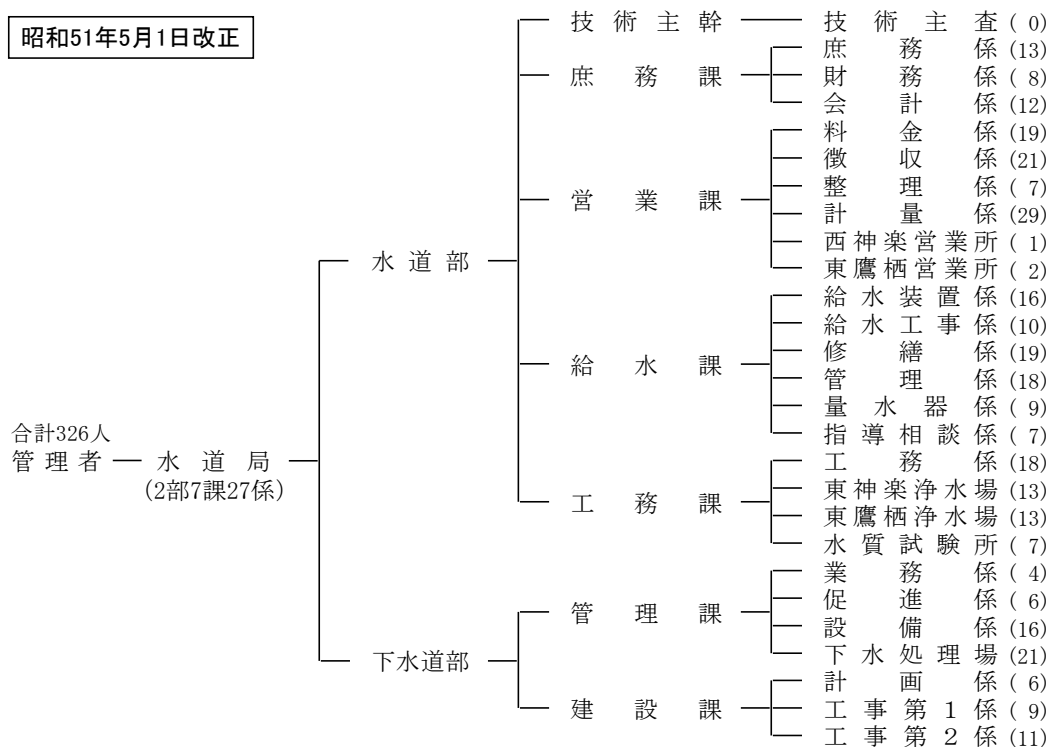
※ 管理者を除き、フルタイム会計年度任用職員を含む収益部門、建設部門職員の合計額

※ 手当は、退職手当、児童手当を含まない額

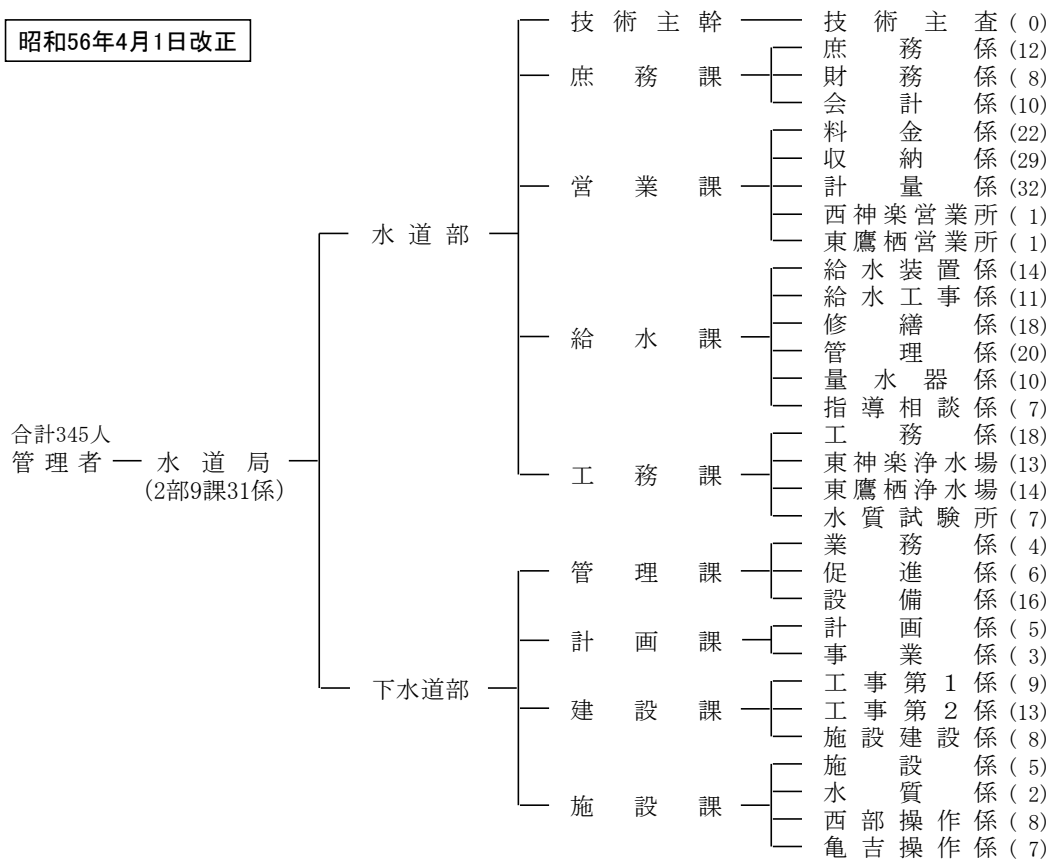
5 機構の変遷（昭和49年5月10日以降）



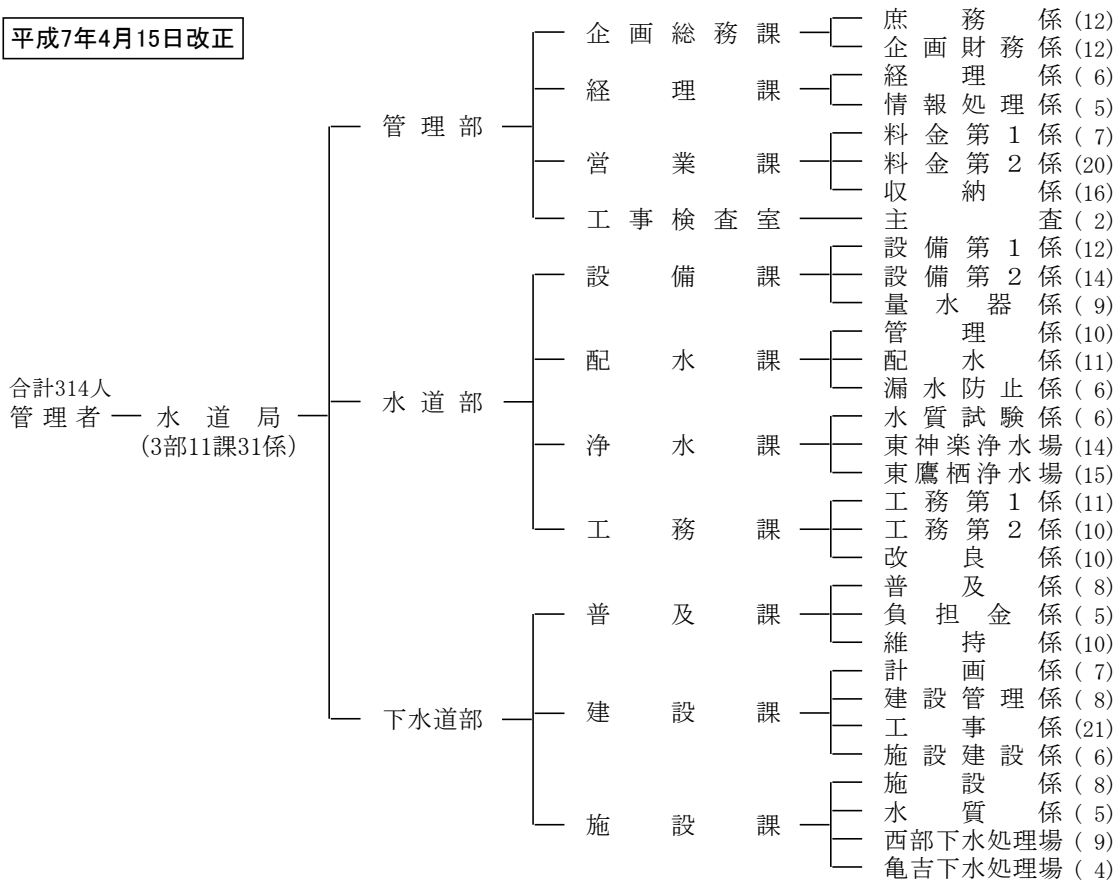
昭和51年5月1日改正



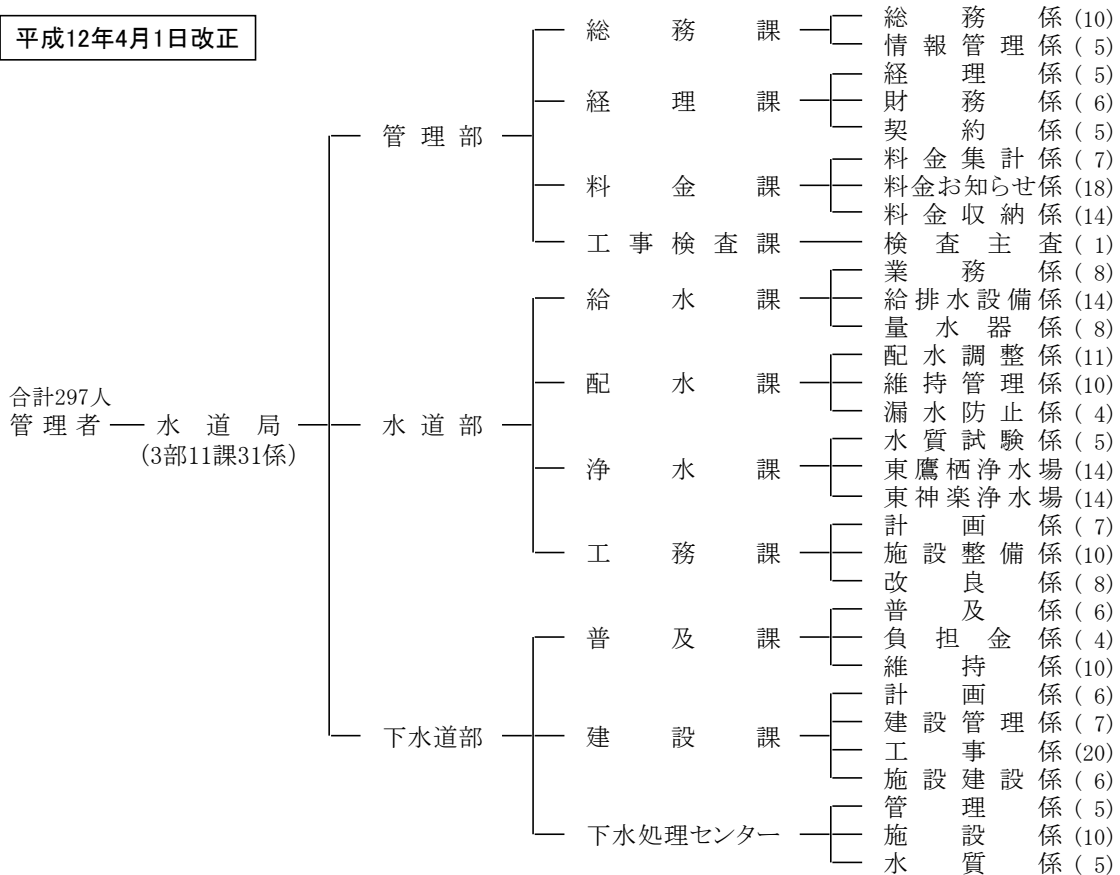
昭和56年4月1日改正

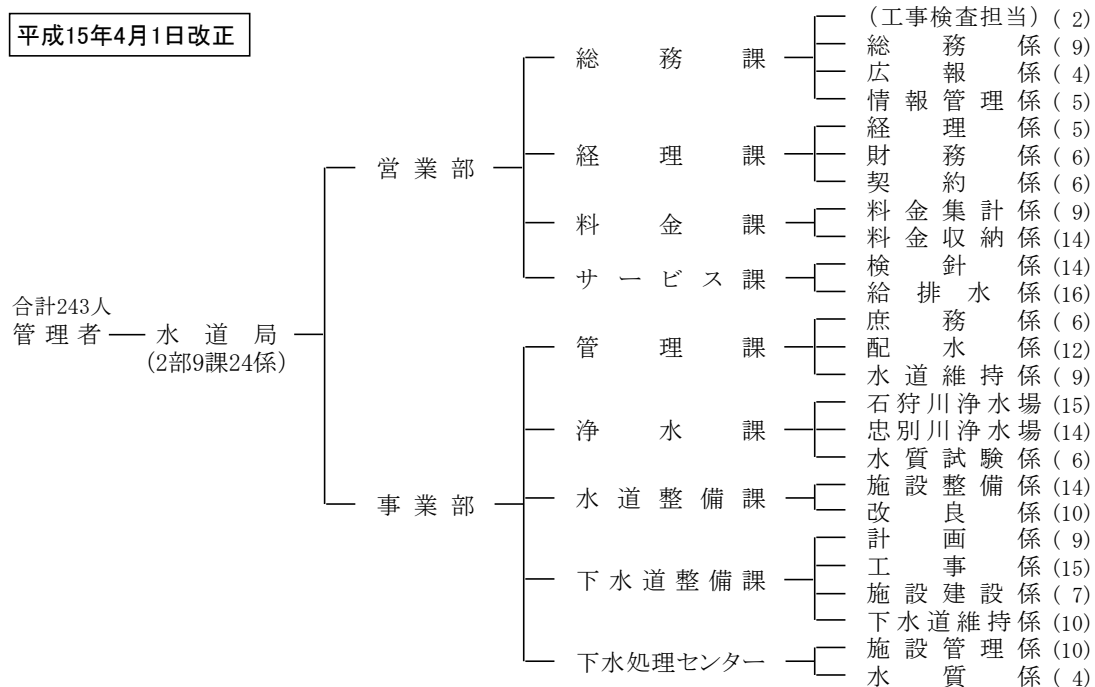
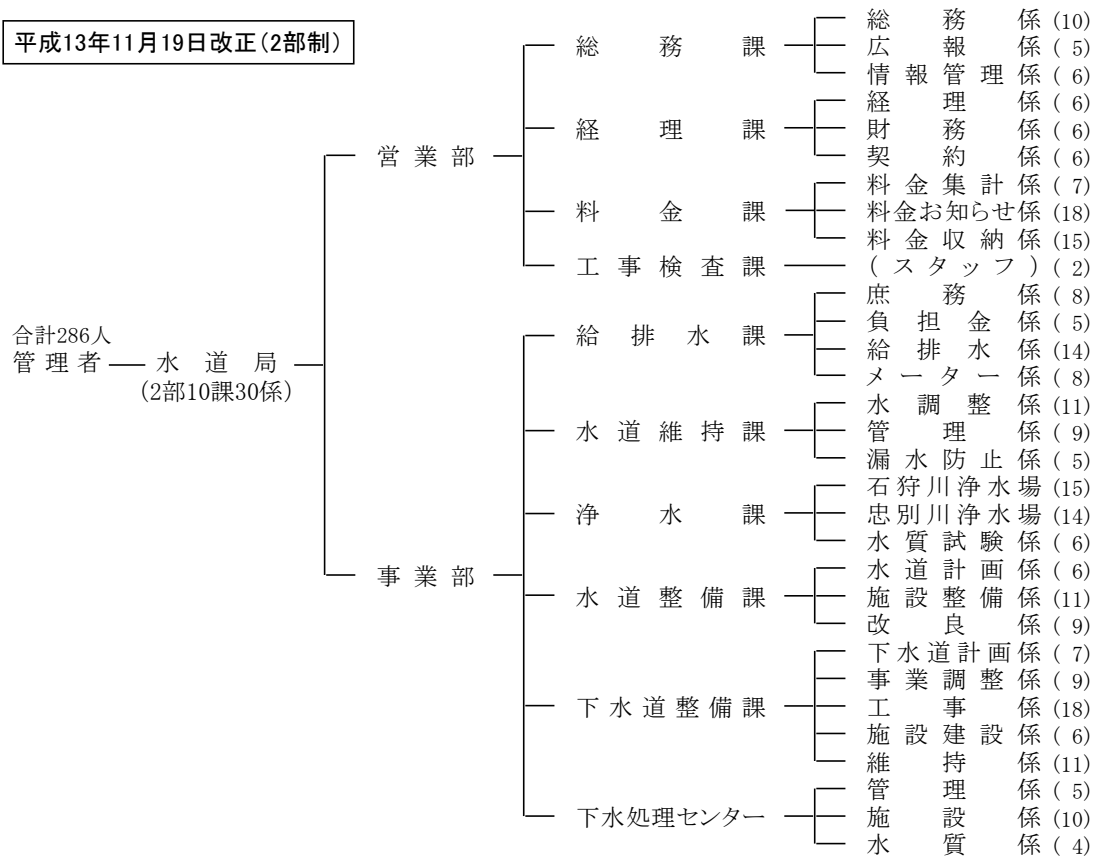


平成7年4月15日改正

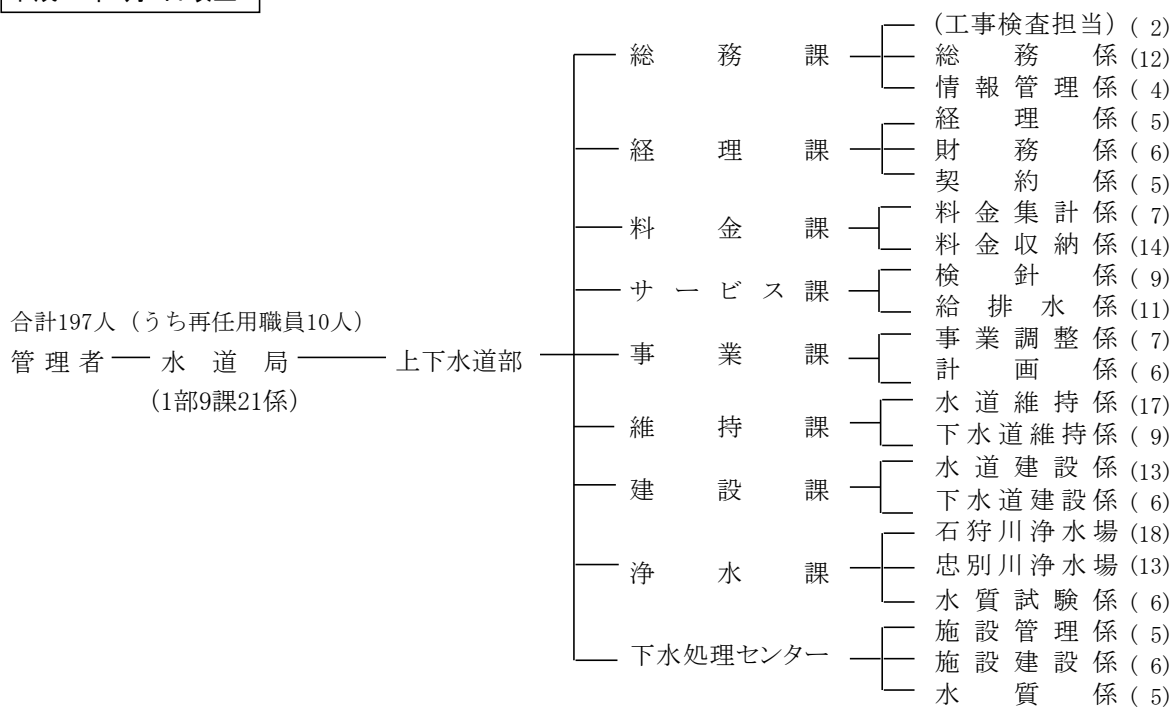


平成12年4月1日改正

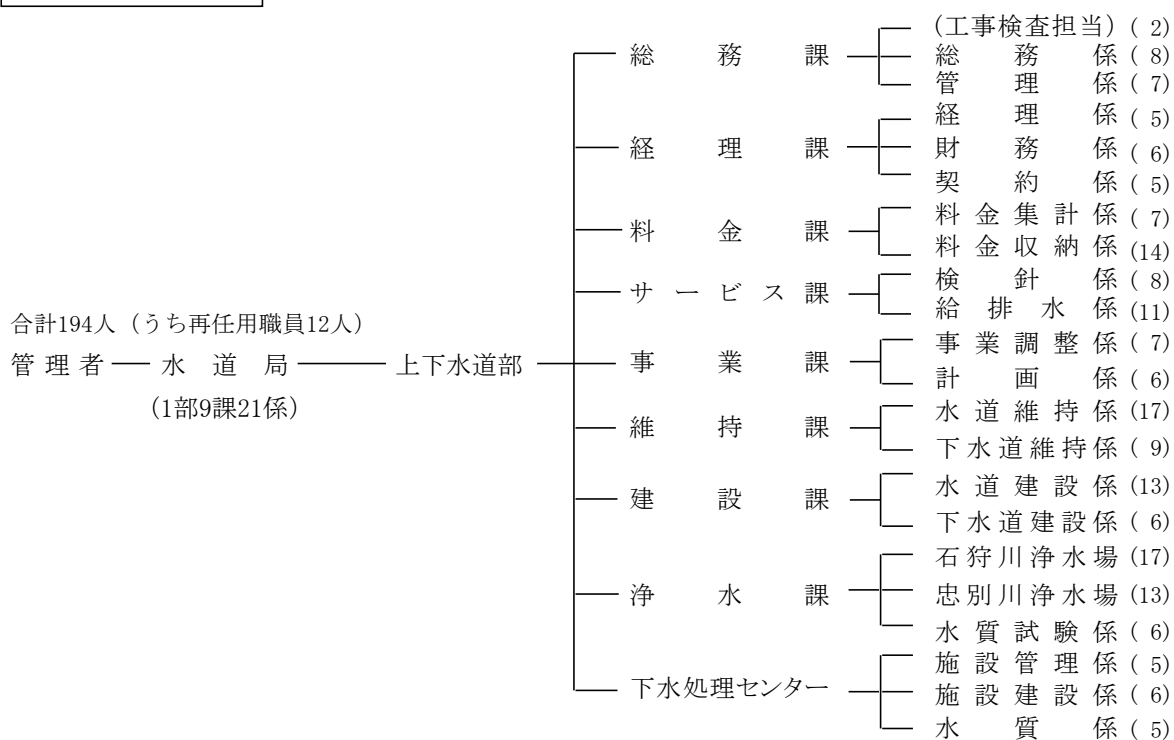




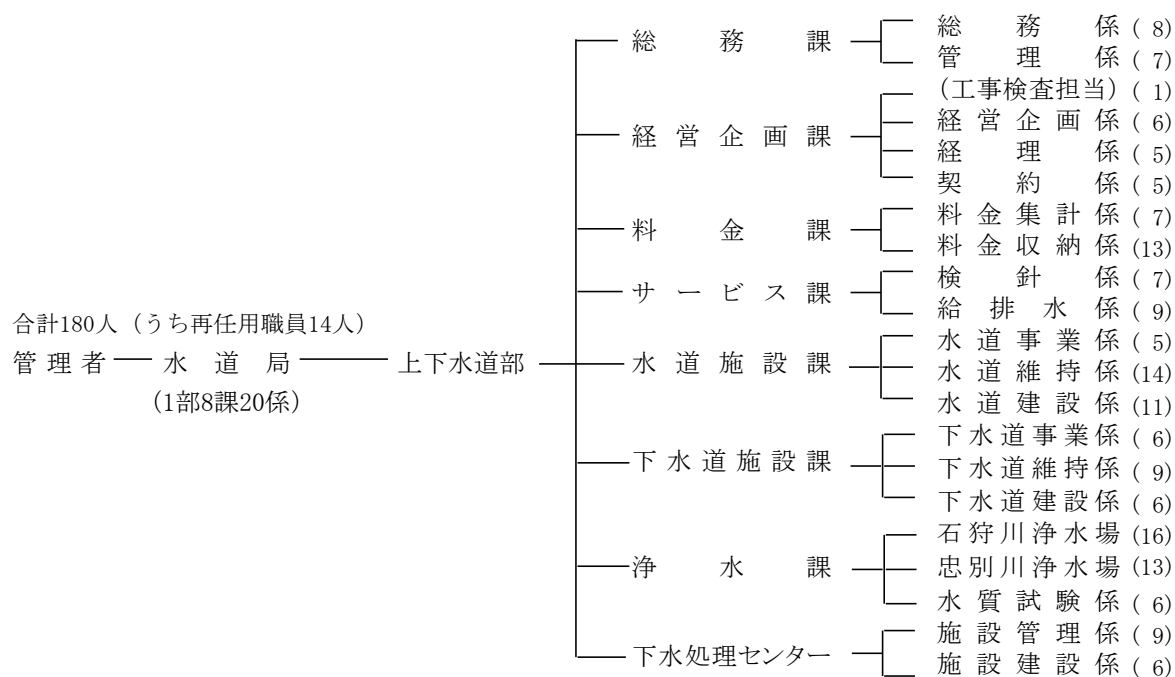
平成20年5月1日改正



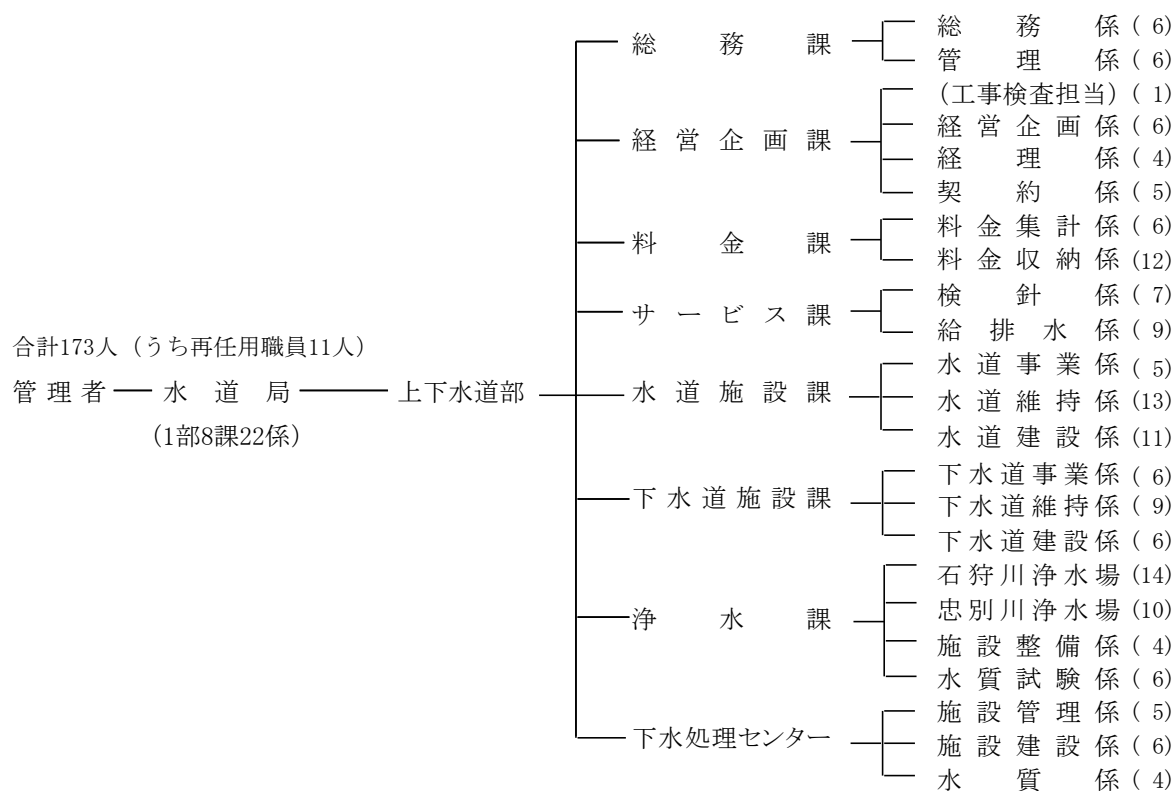
平成21年4月1日改正



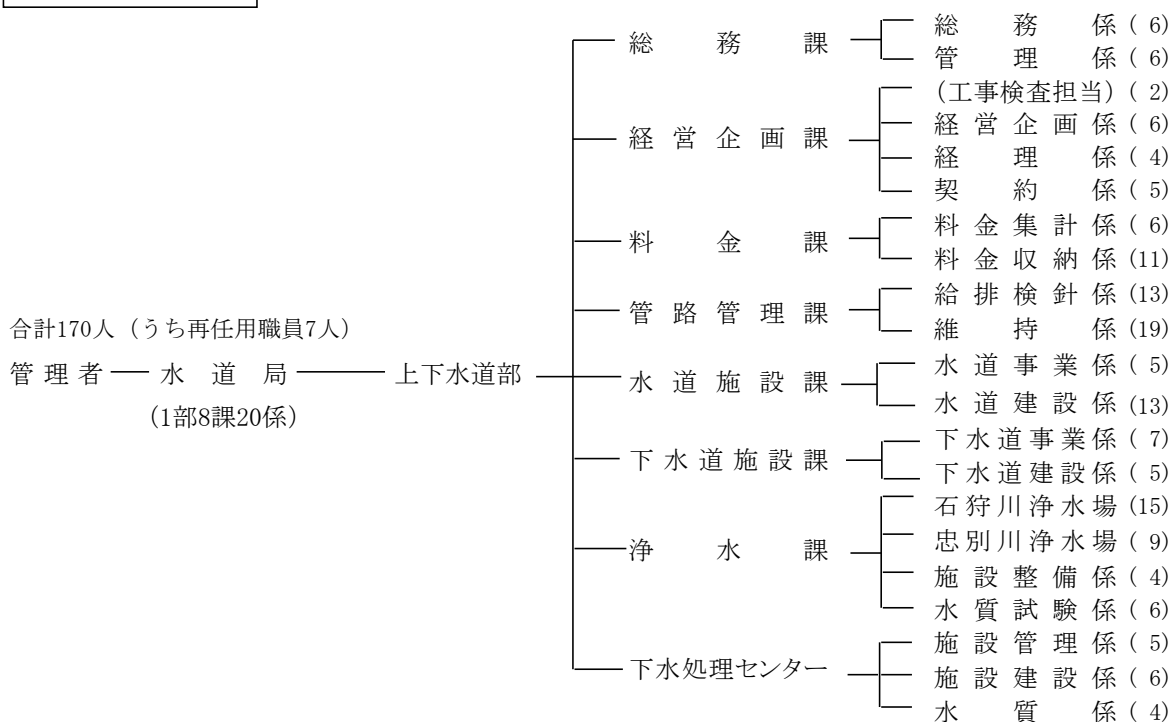
平成24年4月1日改正



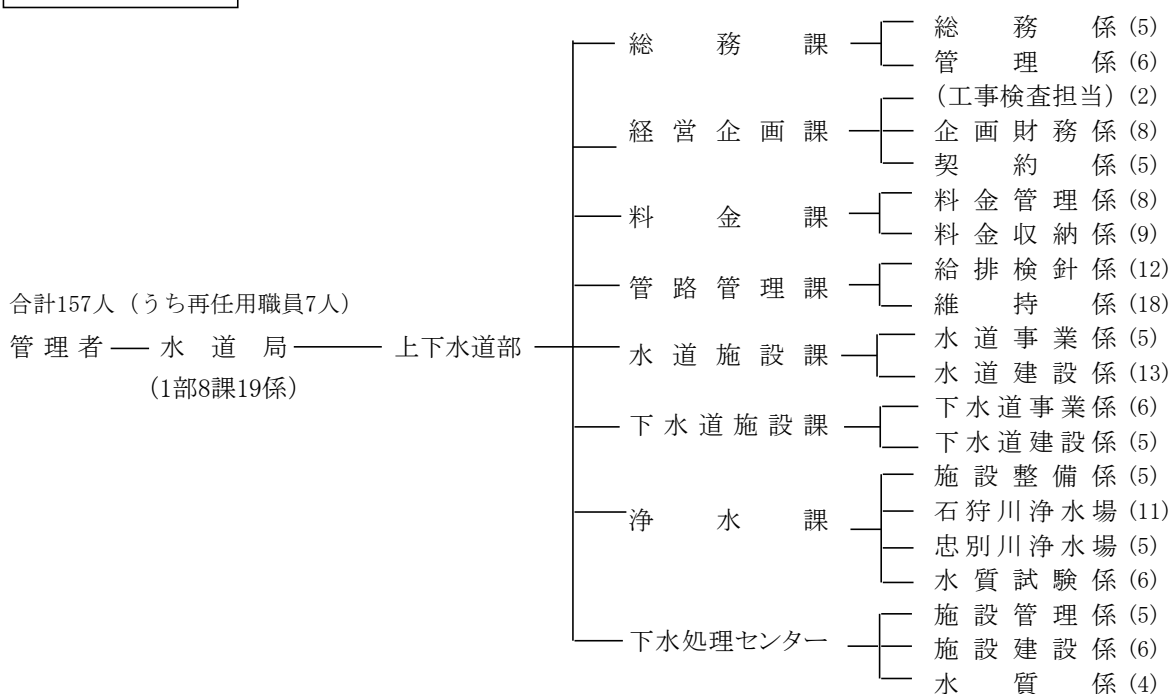
平成29年4月1日改正



令和2年4月1日改正



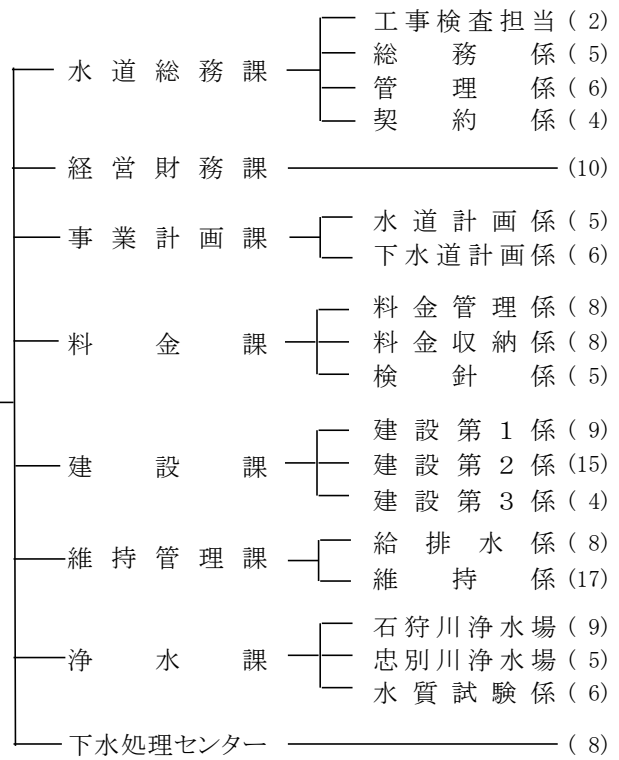
令和3年4月1日改正



令和8年4月1日改正～現在

合計153人（うち再任用職員2人）

管理者——水道局——上下水道部
(1部8課16係)



※職員数は令和8年4月1日現在



ASAHIKAWA
CITY



旭川市の水道・下水道

令和8年度（2026年度）版

編集・発行 旭川市水道局上下水道部水道総務課
〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目
TEL (0166) 24-3160
水道局ホームページ

[https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/
kurashi/440/441/index.html](https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html)